

# 5月 (No. 35)

昭和44年5月10日 ■発行/与板町 (代表者 与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



## ● 豊かなみのりをめざして

田植え今が最盛期

青く晴れ上がった空を背に、水がきらきらと輝く水田に今、田植えが盛んに行こなわれています。豊かな実りをめざして額に汗して一生懸命……。今年も天候に恵まれ苗の生育は順調のよう。豊作が期待されます。昨年は59,274俵の収穫量があり町の行こなっている米六万俵達成運動の目標にあとわず頑張つて下さい。

### 人口の動き

4月30日現在  
( )は3月末との比較

人口	8,143人 (-17人)
男	3,942人 (-5人)
女	4,201人 (-12人)
世帯	1,777 (+5)
出生	12人
死亡	5人
転入	56人
転出	80人

おもな内容は

子供を水から守る運動	実施中	2
交通遺児等更生資金を貸します	貸します	3
改正された保育料及び保育単価	貸します	4
通算年金制度の解説	貸します	5
予防査察のお知らせと査察結果について	貸します	6

### 人権法律相談所が開かれます

5月22日役場分室で、お気軽にお出かけ下さい

国民は幸福な生活を送るのに必要な権利、すなわち人権を有していると憲法で保証しています。皆さんはこの権利をおかされていませんか。このような問題、その他法律上のいざこざでお困りの方々はこの機会にぜひ相談においで下さい。相談は無料で秘密は守られます。

日時 5月22日  
午前10時～午後3時まで  
場所 与板町役場分室  
相談内容 (1)人権侵犯に関する問題  
(2)民事、刑事、その他の一般法律問題  
(3)法律扶助について

## よいた町だより 44. 5. 10 発行

予防査察のお知らせと  
昭和四十三年度査察結果について

消防本部では昭和四十四年度予防査察を次の通り実施いたしましたので町だよりを通じて御通知いたします。

なお、従来の査察において職業上昼間不在の方(特にサラリーマン)がだいたいおられますが関係上、完全査察ができません。家庭が査察されることは与板町全家庭を査察することができません。

そこで消防本部ではこのような家庭につきましては夜間査察を実施いたします。消防法上、査察は日出から日没までの間に実施しなければならぬことになっておられます(消防法第四条)。しかしながら火災予防上あえて夜間実施をいたしますので関係者におかれましては御了承下さるようお願いいたします。

査察実施期間  
昭和四十四年六月九日～七月三十一日までの間。

査察対象  
与板町一般家庭全部

査察時間  
昼間査察、午前八時三〇分～正後まで、午後一時～五時まで、夜間査察、午後六時～九時まで。

昭和四十三年一般家庭予防査察実施結果概要。  
昭和四十三年九月一日～十月三十一日までの間に査察

[6]

「昭和四十四年度一般家庭予防査察のお知らせと昭和四十三年度査察結果について」

### 消防本部

を実施いたしました。その実施結果を簡単に示しますと次の通りであります。

一、査察対象世帯  
。一般家庭一、七七六世帯  
。査察実施世帯一、一五五世帯(総世帯の六二・七%)

二、査察結果  
1. 煙突管理について  
全般に改善されており、毎年指摘箇所がなくなつてきておりますが、煙突と可燃材(木部)との貫通部分に不備の家庭が五〇%もありません。この部分には断熱防熱措置を講じなければなりません。

2. ガス器具管理について



たいせつな郵便を受箱で!!  
ない家が半数以上 与板局区内は8割も  
「5ヶ年で全戸に」と運動中。郵便を早く、安全に配達するため郵政省は5ヶ年計画で全戸に郵便受箱をつけていただく運動をはじめました。ことし2月に各戸の郵便受箱と表札の状況を調べた結果は次のとおりです。

区別	郵便受箱がない家	表札がない家
新潟県	51.5%	15.3%
与板区内	80.7%	25.1%
全国	62.3%	18.5%

郵便受箱はたいせつな郵便物を雨や風、盗難などから守り、表札は配達を早く、まちがいをなくします。なお郵便局では受箱と表札をあつせんしています。  
・郵便受箱(スチール製) = 700円  
表札 50円・100円・180円

ガス漏れによる火災原因となる元栓の開閉につきましては元栓をしめてない家庭が三〇%もあります。

3. 消火器具の管理について  
場所、消火器具の設置で、三〇%の家庭が消火器具を放置したままにしてあります。消火砂や、水バケツを備えていない家庭はほとんどといつてよいほどありません。

4. 防火の管理について  
出火通報の伝達、いわゆる火災を発見して、それを消防機関に通報するためには電話番号を知っておかねばなりません。九九〇という番号を知らない者が三〇%もありません。四十二年度の査察では四〇%であったので、少しは前進していると云えます。

5. 残火処理について

火消つばの代用品を使用したり、消灰を放置したままにしておく行為はだんだん少なくなつてきています。ほとんどの家庭が気をつけているようであります。

6. 消火器具の使用法心得について  
せつかく消火器具を買つて、備えておいても使い方を知らないのでは何の役にも立ちません。消火器具の使い方を知らない者が二〇%もありません。

三、消火器具の普及状況について  
初期消火にきわめて有効な消火器具の普及状況は次の通りであります。

査察世帯における「消火器具所有世帯一〇一四世帯」  
「消火器具普及率九一%」  
与板町総世帯における消火器具数 約一、三三九本



# 危険な水辺に子どもを近づけないで 幼児の水死者は交通事故死の三倍 子供を水から守る運動 十月三十一日まで実施中

「子どもを水から守る運動」も今年で七年目を迎えました。この運動も除々ではありませんが一応一般に浸透し、成功した事例も数多く見られるようになりました。

昭和四十三年度においてはこの運動を開始以来、水死者は最低の記録を示し、特に未就学児童の事故が著しく減少したことは、なにもにもかえがたいこととあります。しかし、このことに満足することはできません。幼児に対する保護責任の重要性を認識しこの運動をさらに成果あ



「子どもを水から守る運動」の目的は人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶減、なかでも死亡事故の絶無を目標として、すべての歩行者、運転者、運転者の雇主、その他道路交通に関係のある者に交通安全思想の周知徹底を図り正しい交通ルールの実践を習慣づけることにも道路交通環境の整備改善等を促進すること

- しようと思えます。町民の皆様の御協力をお願い致します。
- 一、運動の重点目標**
1. 幼児に対する保護監督の徹底
  2. 家庭周辺における危険な所の家検と整備の促進
  3. 水泳禁止区域および水泳指定区域の周知徹底
  4. 児童、生徒に対する水泳指導の強化
- 二、運動期間**  
四月一日から十月三十一日まで

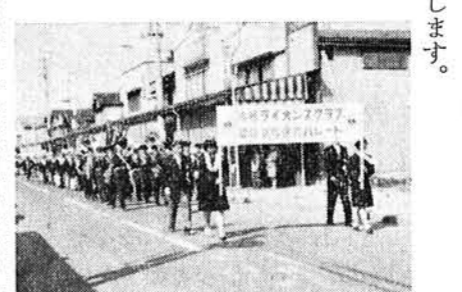
- 運動期間中の重点強調月間
1. 四月から六月まで 春の農繁期における幼児の水死者事故防止強調月間
  2. 七月から八月まで 夏期における児童生徒の水死者事故防止強調月間
- 三、注意事項**
1. 保護者は幼児の水死者事故が多いため保護監督が十分に行なうべきである
  2. 水死者事故は農繁期に多く多いため農繁期において
- は十分に注意する。  
3. 幼児が危険な水辺に近づかないようふだんからよく言い聞かせておく。  
4. 子どもをいたずらに水から遠ざけるだけでなく年齢に応じた水泳指導を行なうこと。  
5. 子どもが危険な水辺で遊んでいたら、みてみぬふりをしないで一声注意をして下さい。

## ライオンズクラブが誕生

与板町にライオンズクラブが誕生、その国際認証状伝達式(チャーターナイト)が五月三日に与板高校で行なわれました。

このライオンズクラブは純粋な社会奉仕を目的として結成されたものであります。

結成記念事業として与板町には交通安全旗、小中学校にグラウンド整備々品、警察に交通安全塔、又コロニー建設資金として県に金一封が贈られました。今後の活躍を期待



きようは人の身・あすはわが身

### 交通災害共済に加入しましょう

申し込みは簡単です会費を持参し役場係まで、町内に住んでいる人ならどなたでも加入できます。  
会費は5月中に加入の人は330円(中学生以下275円)です。

● 常時受け付けます

## やさしい議会知識(1)

**問** 町長の専決処分とはどういうことですか。  
**答** 地方自治法で長が専決処分をすることができる範囲を規定しています。

1. 地方公共団体の議会が成立しないとき。
2. 議会において議決すべき事件を議決しないとき。
3. 長において議会を招集する暇がないと認めるとき。

大体以上三点の一に該当するとき長は専決処分することができます。そして長は次の議会において報告し、承認を求めなければならぬと規定しています。当町においては1及び2に該当して専決処分したことはありません。年に1・2回町長は専決処分をしておりますがそれは3に該当するものと認めて行っているものです。

**問** 議会での説明員は出席要求がなくても出席しなければなりませんか。  
**答** 議会が始つても、議長から出席要求がなければ町長も出席することはできません。

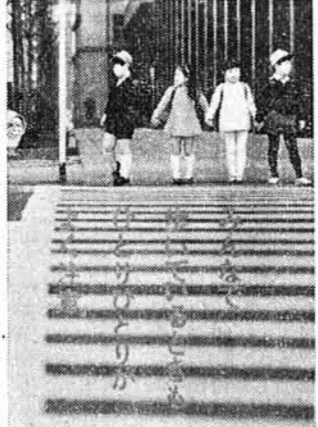
その反面、地方自治法には議長から説明のために出席を求められたときは、出席しております。その義務のある説明員の範囲は公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者等であります。当該町村の役場職員は嘱託を受けた者であると解されています。

この場合、民間人にまで嘱託することはできないと自治省では解しています。ですから工事請負業者を議場に出席させることはできません。その様なときは例えば所管課長を調査をさせて説明を求めると適切であると思います。

## 春の全国交通安全運動

期間 5月11日5月20まで  
皆んなで交通規則をよく守り  
交通事故をなくそう

**春の全国交通安全運動**  
この運動は人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶減、なかでも死亡事故の絶無を目標として、すべての歩行者、運転者、運転者の雇主、その他道路交通に関係のある者に交通安全思想の周知徹底を図り正しい交通ルールの実践を習慣づけることにも道路交通環境の整備改善等を促進すること



- ◎期間中の重点目標**
- 一、歩行者の正しい横断の励行と横断歩道における保護の徹底
  - 二、子どもと老人の交通安全の確保
  - 三、飲酒運転の追放

## 交通遺児等更生資金を貸します

最近の交通事故の発生状況は、ものすごく、まさに交通事故という形容が当てはまる程です。毎日「マスコミ等により報道されない日はありません。交通事故撲滅が叫ばれて久しくなりますが、一行に減少せず毎年「うなぎのぼり、まさに大きな社会問題となっております。

今年に入つて五月五日までに全国の交通事故による死者は五千人を突破し、今迄にない記録となつております。この事故の甚しきようになった人たちは、いかに子どもが犠牲になつてしまつたか、一家の大黒柱を失つた家庭も多くありま

す。このため残された家族、即ち交通遺児対策が大きな問題となつてきました。

そこで新潟県社会福祉協議会ではこの悲惨な事故に交通遺児となつた児童の世帯に対して交通遺児更生資金貸付を実施することになりました。

貸付要領は次の通りです。

1. 貸付対象者  
資金の貸付対象になる世帯は次の各号に該当するもので現に十八才未満の児童がいるもの
2. 貸付条件  
(1) 貸付額一〇万円を限度とする。  
(2) 貸付期間一〇年以内とする。  
(3) 利息、貸付金は無利子とする。  
(4) 償還方法、自動車損害賠償保障法の適用を受けるものについてはその保険金の支払を受ける時全額を返還すること、前の適用を受けることができないものにつ

## 税相談室



**土地や家屋を売つたとき譲渡所得について御説明下さい。**

最近土地や家屋などの不動産を売つたり、買い換えたり、道路拡張などのため取用されたりすることが多くなつています。このような土地、家屋を譲渡したことで生じた利益のことを譲渡所得といひ、所得税がかかります。今年はこの譲渡所得の課税について土地問題の解決に資するためかなり大幅の改正が行なわれました。

ついで土地等を譲渡した場合の所得と短期間持つていた場合の所得とは取扱いが相当異なることになりました。そのほか

● 居住用財産の買換制度が廃止になりました。  
● 長期譲渡所得の課税の特例

一、昭和四十三年以前から持つていた土地等でも、五年をこえる期間を持つていたもの(昭和四十四年四月一日までに既に三年をこえる期間を持つていたものを含む)を昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に譲渡した場合、その譲渡所得に対する税額は、他の所得と分離して次の算式によつて計算されます。

〔譲渡による〕の取得費＋収入金額－特別控除×税率  
Ⅱ 税額

譲渡の時期 税率  
昭和四五、四六年中 一〇％  
昭和四七、四八年中 一五％  
昭和四九、五〇年中 二〇％

二、右の計算をする場合、譲渡した資産の取得費の計算についても特例が設けられています。つまり昭和二十七年十二月三十一日以前から引続き持つていた資産の取得費は譲渡収入金額の五％相当額とし、実際の取得費が五％以上のときはその金額とする。

三、長期譲渡所得から控除する特別控除額は次のとおり

(一) 取用対象事業のため土地等を譲渡した場合 一、二〇〇万円  
(二) 省略  
(三) 現に自己の住宅の用に使用している家屋敷地など譲渡した場合 一、〇〇〇万円  
(四) その他の場合 一〇〇万円

## 良寛遺蹟観光団の来町状況

春の訪れと共に、観光客の動きが活発になつてきました。当与板町にも「良寛さま」の遺蹟を目的に、年々観光客が増加しております。

塩ノ入歌碑・徳昌寺・以南誕生地・由之隠栖地・蓮正寺等を観られるわけですが、四月中の観光団は次のとおりです。

20日 東京ガス社長外 十五名  
20日 新潟交通バス 六十名  
27日 新潟市人内 七名

これらの人達に少しでも与板町を知ってもらつたためにも皆様方の御協力をお願いしま



# 改正された保育料及び保育単価

昭和44年4月分から保育料及び保育単価が次のように改正されました。

## 1. 保育料 (保護者から納めて頂く月額を言う)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額 (月額)	
	3才未満の児童の場合	3才以上の児童の場合
A階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0
C階層	前年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	現行1,550円が1,700円に
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	# 1,750円が1,950円に
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	# 2,000円が2,200円に
	前年分の所得課税額が3,000円未満である世帯	# 2,600円が2,800円に
D階層	前年分の所得課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	3才児の保育単価 現行3,490円が4,000円に
	前年分の所得課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	3才児の保育単価 現行3,490円が4,080円に 4才以上児の保育単価 現行3,220円が3,390円に
	前年分の所得課税額が60,000円以上である世帯	同上
	前年分の所得課税額が60,000円以上である世帯	同上

保育料は以上の階層区分によって決められ、更に固定資産のある世帯については次の表により加算されます。

## 固定資産税額による附加基準額

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し、前年度分の " 6,000円以上である世帯	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し、前年度分の " 8,000円以上である世帯	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し、前年度分の " 10,000円以上である世帯	D階層の第2階層

## 2. 保育単価 (保育所に対して町が支払う児童1人当りの月額単価を言う)

その月の初日措置児童の年齢区分	基本保育単価	寒冷地手当として加算される額	児童用採暖費として加算される額	民間施設経営調整費加算額	保育単価の計
3才未満児	9,910円	330円	50円	300円	10,590円
3才児	3,940円	90円	50円	100円	4,180円
4才以上児	3,250円	90円	50円	80円	3,470円

## 昭和43年度の献血事業の実績

皆様の多大な御協力に依り昭和43年度の献血事業の実績は次のとおりとなりましたので、御協力いただきました方々に深く感謝申し上げますとともに、御報告申し上げます。

- 昭和43年6月20日  
献血申込者 107名  
採血不適者 5名  
献血実数 102名
  - 昭和43年11月12日  
献血申込者 77名  
採血不適者 12名  
献血実数 65名
  - 昭和44年3月14日  
献血申込者 93名  
採血不適者 10名  
献血実数 83名
- 昭和43年度合計  
献血申込者 277名  
採血不適者 27名  
献血実数 250名

尚昭和44年度には、8月1日と11月19日の2回採血車『ゆうあい号』が来町することになっておりますので、何とぞ特段の御協力賜りますようお願い申し上げます。

## 大正8年10月29日に生れた人にお知らせ!

今年はILO (国際労働機関) の創立50周年にあたりますその記念行事の一つとしてILO50周年に対するわが国の政府・労務団体の祝意を表明するために、ILO発足の日である「大正8年10月29日」に誕生した人を、ILO本部へ祝賀使節として派遣することになりました。

該当される方は奮って応募してください。

### <要領>

- 仕事は、労働大臣からILOあてのメッセージを伝達する。
  - 選定は、応募者のうちから抽選で選定します。
  - 派遣時期は、10月下旬で約10日間の予定です。
  - その他、応募者全員に記念バッジ・記念切手を贈呈します。
- 以上の他くわしいことは、役場産業課へ連絡ください。

## 通算年金制度の解説

### 期間の計算 (その一)

前号までで「通算老令年金」を受けるための基礎となる通算対象期間とは、またそれはどんな期間があるかということについては、御理解いただけたことと思っております。そこで今回は、これらの期間はいかにして計算されるのか説明することにします。

計算のしかた  
期間の計算は、それぞれの制度の計算方法によって行なわれま

算されるわけですが、すべてが合算されるわけではなく、原則として一年未満の期間は合算されません。しかし、この場合、次の点に注意する必要があります。

(一) 船員保険、厚生年金の期間の抗内夫であった期間 (第一種被保険者期間という) は、実際の期間を三分の四倍にしたものを通算対象期間とします。

(二) 厚生年金の抗内夫の場合、最低九ヶ月あれば三分の四倍して一年となりますので合算されます。(船員保険との違いに注意)

(三) 国民年金の期間は、保険料納付済期間と免除期間を合算すると一年以上になるときは、いずれか一方又は両方が一年未満であっても合算されます。

(四) 各種共済組合は、一年未満の期間がいくつもあり、これを合算すると一年以上になるときでも各期間は算入しません。

(五) 国民年金、厚生年金、船員保険の期間は、その者の通算対象期間の中に、一年未満の期間がいくつもあり、同一制度内で合算すると一年以上になるときは、一年未満の期間でも算入します。(共済組合との違いに注意)

計算されない期間  
このように、月を単位として計算しますが、すべてが合算されるわけではなく、原則として一年未満の期間は合算されません。しかし、この場合、次の点に注意する必要があります。

(一) 船員保険の期間は、三分の四倍されるから最低九ヶ月

## 新規卒者の求人申込みはこの方法で!

長岡職業安定所では、年々深刻になる若年労働者不足の対策として、下記の要領で、来年度新規卒者の求人業務を実施いたしますから、求人希望される事業所におかれましては、大いに利用されますようお知らせします。

- 記
- 求人受理開始時期  
・高校・大学卒～5月1日  
・中学・訓練所～6月1日
  - 求人申込用紙・手続  
学卒用求人票は安定所に用意してあります。  
安定所で記入される方は、代表者印ご持参の上、事業主か人事責任者がお出かけください。
  - 求人者の周知  
高校の場合、5月中旬に申込されますと、県で作成する求人一覧表に登載されて、県下の全高校・職安に配布されます。中学については、長岡の職安で求人一覧表を作成して配布いたします。
  - 過去の実績をみますと  
早期に申込された求人者に就職希望が集中しており、従って就職率が良いという結果が出ています。これらについてのお問い合わせは、安定所へ。

## ふん寛の詩と与板

前号に与板の三輪左一に対する良寛さまの詩(八幡宮の詩)について書きましたが、良寛詩集を見ると、左一に関するもの八篇、その何れの詩も左一を親しくしたのもしく思

一、三輪左一(2)

前号に与板の三輪左一に対する良寛さまの詩(八幡宮の詩)について書きましたが、良寛詩集を見ると、左一に関するもの八篇、その何れの詩も左一を親しくしたのもしく思

情を述べたもので、切々として読者の胸に迫るものがある。その中の二、三を紹介しようと思うが本号には左の一を

(一)原文  
巳日遊龍氏別墅有懷左一  
与子従少小、共有煙霞期  
子已歸黄泉、我尚守林扉  
維時暮春初、飛錫此地來  
倉庚何啻々、楊柳正依依  
拾翠誰家女、載酒何処兒  
凡百雖異品、亦各嘉其時  
嗟我獨何為、惆悵自不持

(二)読み  
巳の日輪氏の別墅に遊び左一を懷くあり。  
子とは少小より、共に煙霞の期あり、  
子は己に黄泉に歸し、  
我は尚林扉を守る、  
維時は暮春の初め、  
錫を飛ばして此の地に來る、  
倉庚何ぞ啻々たる、

惆悵、悲しみ  
大意  
巳の日、与板の三輪さんの別荘で、今は亡き左一のことを思う。  
あなたとはわかい頃から共に自然を樂しみ、風月に親しみ詩と歌の期をした間柄であった。然るにあなたは既に亡く

翠を拾うは誰が家の女、酒を載するは何処の兒ぞ、凡百品を異にすと雖も、亦各其時に嘉し、嗟我獨り何をか為さん、惆悵自ら持せず、  
(三)用語の意味  
輪氏、与板の三輪氏別墅、別荘  
子、三輪左一のこと  
煙霞期、山水を愛し詩歌を樂しむ  
黄泉、死(あの世)  
林扉、林の中の扉(庵)  
此地、与板のことをさす  
倉庚、うぐいす  
啻々、鳥の声の和らぐこと  
楊柳、やなぎ  
依々、変りなく新緑に茂る  
翠を拾う、茶をつむ  
酒を載する、酒を運ぶ  
其の時に嘉し、夫々喜び動

酒を運んでいるのはどの兒であらう。凡ての人々も草木も、それぞれの特色をもつてあふれて動いている。全くこのどかな情景とは反対に私が、最も信頼し敬愛していたあなたを失つてこれから一体どこへ行つたらよいのであらう。ひしひしと迫る悲しみと孤独感に身も心もおきどころがない。以上がこの詩の大意である。詩集の中の詩の数では左一のことを詠んだものが最も多いことを見ても良寛さまが如何に左一をたよりにしていたか、又その死をどんなに悲しんだか想像することが出来る。

前号の記事でも分るよう左一の死の二十余年後になつても忘れられることができず、夢にまで見て詩を詠じているの

風袋の種類	用途	重さ	値段に換算すると
ロー引き紙絲木	食肉100g用	7.5g	100g100円で7円50銭の損
紙製茶袋	緑茶200g用	6.0g	200g100円で3円の損
ポリカップ	粒うに100g用	4.0g	100g300円で12円の損
舟(銀箔入り)	たらこ100g用	6.8g	100g150円で10円20銭の損
ポリ袋	あられ100g用	4.0g	100g50円で2円の損

紙袋の重さ 約3~10g 竹の皮の重さ 約8~15g  
茶袋の重さ 約4~8g 経木の重さ 約4~15g

計量とくらし  
買物は、風袋の重さを差し引いた量目です。風袋の重さは案外見逃がされがちです。  
あなたがたは二百ポの肉を買ったとき、風袋を計つても、買った経験はありますか。二百ポの肉を買ったとき、風袋を計つても、買った経験はありますか。二百ポの肉を買ったとき、風袋を計つても、買った経験はありますか。